

相続で多発する家計資産の地域間移動

～加速する大都市圏への資産集中～

<要旨>

日本では今後、相続の発生が急ピッチで増加していく。「地方に住む親と大都市圏に住む子供」という組み合わせが多いため、相続の発生が増えれば、家計資産の地方から大都市圏への移動が加速する。試算では、相続に伴い家計金融資産の5割以上が首都圏と近畿圏に集中する見込みであり、金融機関の店舗戦略、事業展開にも影響を与えることになりそうだ。

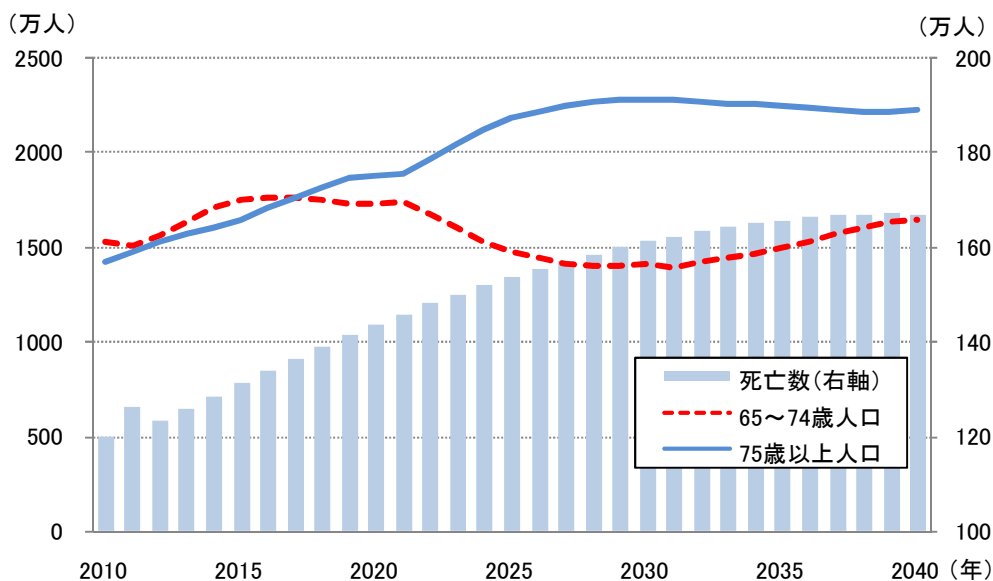
1. 大相続時代の到来で家計資産の地域間移動が多発

日本の高齢化・人口減少も本格化しつつあり、後期高齢者(75歳以上)人口ならびに死亡数の急増局面を迎えている。

年間死亡数は、現在の130万人から2030年前後には160万人程度まで膨らみ、その後も数年間は少しずつ増え続ける(図表1)。これに伴い、相続の発生も急ピッチで増加し、しばらくは高水準で推移すると見込まれる。大相続時代の到来である。

相続市場の規模は、「資産保有者の死亡」という不確定要素が絡んでいるため予測しづらいが、1世帯当たりの金融資産残高や世帯主年齢別・家族類型別世帯数などから試算すると、今後20～25年の間に相続されることになるであろう家計金融資産の額はおよそ650兆円と見込まれる。

図表1 高齢者人口と死亡数の推移(予測)



(資料) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」より三井住友信託銀行調査部作成。

さて、相続が発生すると、家計が保有する資産は親世代から子世代へと引き継がれるが¹、親子が異なる地域に居住する場合には、家計資産は世代間のみならず地域間でも移動することになる。

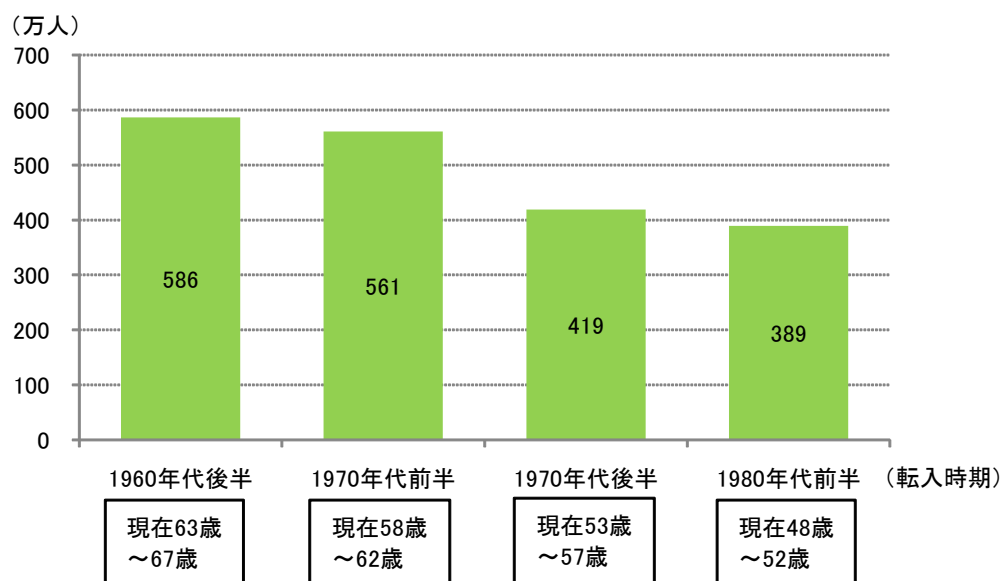
日本では、高度成長期の集団就職以来、就業機会の地域格差などを背景とした地方から三大都市圏への人口流入が続いており、これから相続人となる人たちのかなりの部分が、こうした大都市圏に流入してきた子世代によって占められる。

例えば、1960年代後半の5年間には586万人が、70年代前半の5年間には561万人が地方から大都市圏へと転入してきた。その後人数は徐々に減るが、80年代前半でも389万人が転入している(図表2)。

現在40代後半から60代後半となった彼ら約2,000万人が、「この先、地方に住む親の資産を大都市圏で相続する人」の母集団と言える²。2,000万人は当初の転入者数合計なので、ここから死亡者や転出者、あるいは既に相続を受けた者などを除外する必要があるが、それでも相当な人数であることは間違いない。

相続の発生が増加していくのに伴い、家計資産の地域間移動—とりわけ地方から大都市圏への移動—が大量発生することになるろう。

図表2 非大都市圏から大都市圏への転入者数



(注1) 現在の年齢は転入時点の平均年齢を18歳として計算。



(注2) 大都市圏は、東京圏＝埼玉、千葉、東京、神奈川、名古屋圏＝岐阜、愛知、三重、大阪圏＝京都、大阪、兵庫、奈良。非大都市圏はそれ以外。


(資料) 国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集」より三井住友信託銀行調査部作成。

¹ 一次相続で配偶者が相続人となった場合でも、いずれ二次相続で子世代に資産が引き継がれると考える。

² 2010年の被相続人の死亡時年齢をみると「80歳以上」が65.6%を占めていることから(財務省調べ)、当面の相続人の中心は50代後半以上と想定される。

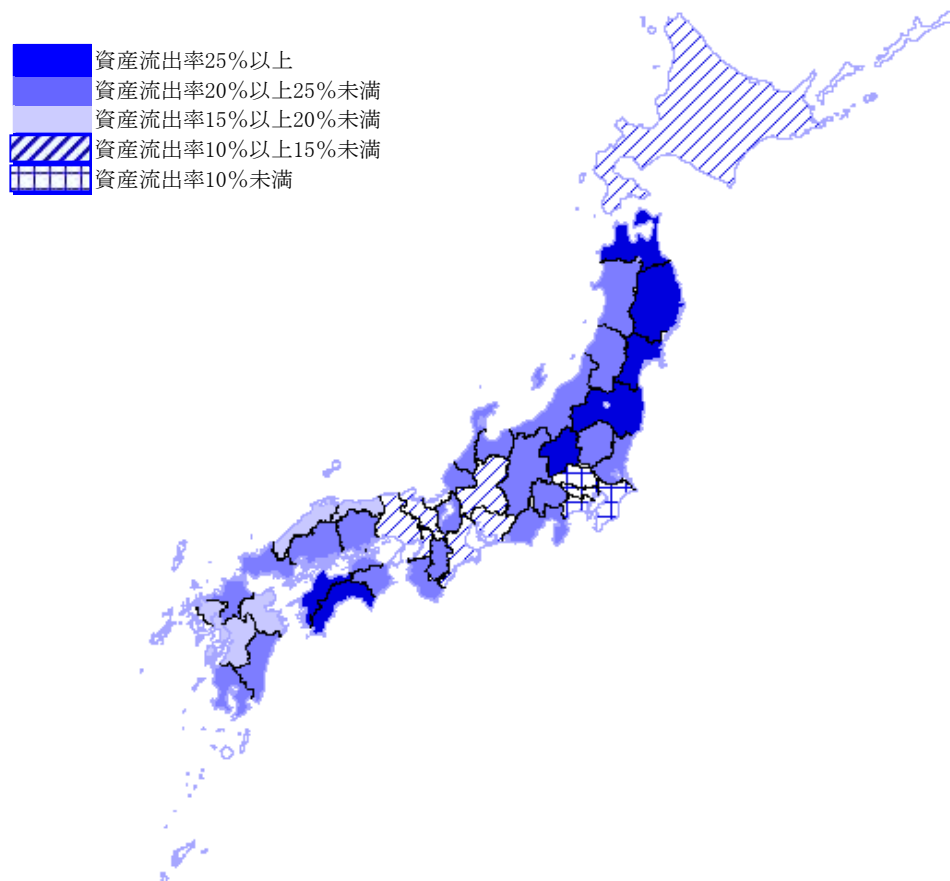
2. 相続で家計資産の1/4が流出する県も

今後 20～25 年程度の間には発生が見込まれる相続について、「相続によって地域外に流出する家計資産の比率³」を算出したところ、47 都道府県中 30 県で 2 割を超えた(図表 3 では資産流出率 25%以上の  と同 20%以上 25%未満の )。試算には、都道府県別の親子同居世帯比率 及び 別居世帯における別居地域内訳データを用いている。

中でも資産流出率が高いのは、東北地方の太平洋側や北関東、四国にある 7 県で、親が死亡して相続が発生すると、家計資産の 25%以上が地域外に流出してしまう可能性がある(図表 3 の )。東北と北関東の各県では、親子が同居する世帯の比率はさほど低いものの別居の子が他の地域(主として首都圏)に出て行っているケースが多いため、四国の各県では、親子の同居率が低いうえ別居の子が他地域(東京、大阪、中国地方などに分散)に出て行くケースも相対的に多いためである。


図表 3 相続発生時の家計資産流出率ランクマップ


国土地理院承認 平14総複 第149号



(資料)総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」より、三井住友信託銀行調査部作成。

³ 別居地域内訳の統計が県別ではなく地域別データになっているため、「県外流出」ではなく「地域外流出」。地域区分は国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」に基づいたもので、図表 4 に記載。

逆に、相続発生時の家計資産の域外流出が圧倒的に少ないのは首都圏の4都県である(前頁図表3の )。親子同居世帯比率は低い、別居していても親子ともに首都圏内に居住しているケースが多いことなどがその理由で、流出率は8%前後に留まる。

首都圏4都県に続き相続による資産流出が少ないのは、北海道及び近畿圏、中京圏内の6府県であり、流出率は10～15%となっている(図表3の )。

近年、人口減少や地域経済の停滞などを受け、地域金融機関の再編が現実味を帯びているが、少なくとも「相続による預金流出懸念」という観点から見れば、同じ地域金融機関でも基盤を置くエリアによって状況には温度差がありそうだ。

相対的に危機感が高いのは東北、北関東、四国の各金融機関、低いのは三大都市圏や北海道を拠点とする金融機関と言えるのではないかと。

3. 群を抜く首都圏の資産吸収力

続いて、相続の発生に伴いどの地域からどの地域へ、どれぐらいの家計資産が移動するのかを考えた。ここでは、家計資産の中でも、相続で確実に移動し、かつ移動が把握しやすい「家計金融資産」について、金額ベースで試算した。結果が図表4である。

北海道を例にとると、道内の家計が保有する金融資産総額は26.9兆円であり、相続が発生すると、このうち23.5兆円は北海道内に留まるが、0.4兆円は東北地域に、0.3兆円は北関東地域に、2.1兆円は東京圏に流出する。域外に流出する家計金融資産は合計3.4兆円である。

逆に、相続の発生により域外から北海道内に流入してくる家計金融資産は2.0兆円である。北海道の家計金融資産は、今後20～25年の間に発生する相続を通じ1.4兆円の出超となる。

図表4 相続発生に伴う家計金融資産の地域間移動額

(兆円)

	家計保有金融資産総額	資産移動先													
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄	外国	地域外合計	
北海道	26.9	23.5	0.4	0.3	2.1	0.1	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.4
東北 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	38.4	0.6	28.4	0.1	7.1	0.8	0.5	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	10.0
北関東 茨城、栃木、群馬	38.7	0.1	0.5	29.0	7.7	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	9.7	
東京圏 埼玉、千葉、東京、神奈川	255.4	0.7	1.9	3.1	234.6	3.7	1.5	3.0	0.3	0.7	0.6	2.7	2.5	20.8	
中部・北陸 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡	70.8	0.3	0.6	0.8	9.9	54.5	1.9	1.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.6	16.3	
中京圏 岐阜、愛知、三重	76.5	0.1	0.1	0.2	4.9	1.1	66.3	2.0	0.1	0.1	0.0	0.6	1.0	10.2	
大阪圏 京都、大阪、兵庫	102.1	0.0	0.3	0.0	7.3	0.9	0.9	88.6	2.0	0.9	0.1	0.3	0.9	13.6	
京阪周辺 滋賀、奈良、和歌山	24.0	0.0	0.0	0.1	0.8	0.4	0.2	3.0	18.7	0.1	0.2	0.5	0.1	5.3	
中国 鳥取、島根、岡山、広島、山口	47.5	0.0	0.2	0.2	3.8	0.5	0.3	3.3	0.3	37.5	0.5	0.8	0.1	10.0	
四国 徳島、香川、愛媛、高知	23.9	0.0	0.0	0.0	1.7	0.4	0.6	1.7	0.3	0.8	18.0	0.3	0.1	5.9	
九州・沖縄 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	61.8	0.1	0.3	0.3	6.1	0.4	1.4	2.4	0.2	0.8	0.0	49.5	0.3	12.3	
地域外合計	-	2.0	4.4	5.2	51.4	8.6	7.6	17.7	3.6	3.8	1.5	5.8	6.4	117.6	

(資料)総務省「国勢調査」、同「全国消費実態調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」より三井住友信託銀行調査部試算。

全国 11 の地域の金融資産の出入りを比べると、他地域からの資産流入額が最大かつ突出しているのは首都圏（東京圏）であり、相続を通じて合計 51.4 兆円の家計金融資産を他地域から吸収する。京阪周辺を除く全地域にとっての「最大の資産移動先」となっており、特に、東北や北関東、中部・北陸、大阪圏からは 7 兆円～10 兆円という大量の金融資産が流入する見込みである。

首都圏からは、相続を通じた資産の流出も多く、中部・北陸地方や北関東を主要流出先として総額 20.8 兆円が出て行くことになるが、前述のとおり流入額が 51.4 兆円と極めて大きいため、相続による家計金融資産の移動はトータルでは 30.6 兆円の大幅入超となる。言い換えれば、首都圏には、相続発生に伴う 30 兆円の家計金融資産増加ポテンシャルがあるということである。

他方、北関東では、相続を通じた資産の流入が 5.2 兆円、流出が 9.7 兆円、トータルでは 4.5 兆円の出超が見込まれる。同じ関東エリアでも、北部と南部では、相続発生に伴う家計金融資産の増減について明暗が分かれそうだ。

資産の流出入ともに 2 番目に多いのは大阪圏だが、金額的には流入が 17.7 兆円、流出が 13.6 兆円と首都圏と比べかなり小粒である。資産の出所、すなわち親の居住地は、中国地方や京阪周辺地域がメインで、流出先は京阪周辺地域が中心である。

相続を通じた家計金融資産の移動が流入超過となるのは、首都圏（30.6 兆円）と大阪圏（4.1 兆円）のみである。中京圏が 2.6 兆円の出超となっているのはやや意外だが、これは、親子同居世帯比率は東京や大阪より高いものの、親子が別居している場合に子供が中京圏以外に居住しているケースが多く、相続発生時の資産の域外流出額が 10.2 兆円と予想以上に大きいことによる。

4. 首都圏と近畿圏に家計金融資産の 5 割以上が集中

日本全体では、相続に伴う家計金融資産の地域間移動は総額 117.6 兆円（前頁図表 4 の右下）に達する。人の出入りを抜きにしても、120 兆円近くの家計金融資産が地域をまたいで行き交うわけであり、相続は家計金融資産の地域分布に変化を生じさせる大きな要因になると言えよう。

図表 4 に示したような流出入の結果、首都圏の家計金融資産残高は 255 兆円から 286 兆円へと 1 割強増加、大阪圏でも 102 兆円から 106 兆円へと 4%程度増加する（次頁図表 5 の①）。

一方、この 2 つのエリア以外では、相続の発生で家計金融資産残高は減少する。東北や四国では 15～20%の大幅減少（図表 5 の②）、北関東、中部・北陸、中国、九州・沖縄でも 10%強の減少が見込まれる（図表 5 の③）。

現在と相続発生後の家計金融資産の地域分布を、首都圏・近畿圏・中京圏の三大都市圏⁴ 及びその他の地域というくくりでみると、首都圏の比率が 33.5%から 37.3%へと大きく上昇、近畿圏

⁴ 首都圏＝東京、神奈川、千葉、埼玉、近畿圏＝大阪、京都、兵庫、奈良（図表 4 の「大阪圏」＋奈良）、中京圏＝愛知、静岡、岐阜、三重（図表 4 の「中京圏」＋静岡）。

比率がわずかに上昇、中京圏及びその他地域の比率が減少した形になるとみられる(図表 6)。

現在は家計金融資産の 3 割強が首都圏に集中しているが、相続発生に伴い資産が地域間移動した後は、この比率が 4 割に近づき、近畿圏も合わせると、日本の家計金融資産の 5 割以上を保有することになる。

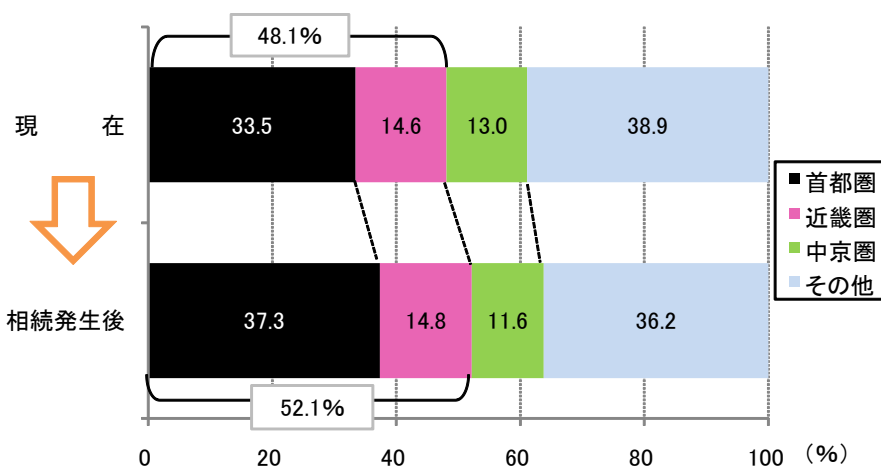
図表 5 地域別にみた相続発生に伴う家計金融資産残高の変化

	現在 (兆円)	相続発生後 (兆円)	変化率 (%)	
北海道	26.9	25.5	▲ 5.2	
東北	38.4	32.8	▲ 14.8	②
北関東	38.7	34.2	▲ 11.7	③
東京圏	255.4	286.0	▲ 12.0	①
中部・北陸	70.8	63.1	▲ 10.9	③
中京圏	76.5	73.9	▲ 3.4	
大阪圏	102.1	106.3	▲ 4.1	①
京阪周辺	24.0	22.2	▲ 7.2	
中国	47.5	41.3	▲ 13.1	③
四国	23.9	19.5	▲ 18.6	②
九州・沖縄	61.8	55.3	▲ 10.5	③

(注) 地域区分は図表 4 に同じ。

(資料) 総務省「国勢調査」、同「全国消費実態調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」より三井住友信託銀行調査部試算。

図表 6 相続発生に伴う家計金融資産の地域別分布変化



(注) 首都圏＝東京、神奈川、千葉、埼玉、近畿圏＝大阪、京都、兵庫、奈良、中京圏＝愛知、静岡、岐阜、三重。

地域区分が図表 4、5 と異なるため、一定の前提を置いて若干の数値補正を行っている。

(資料) 総務省「国勢調査」、同「全国消費実態調査」、国立社会保障人口問題研究所「人口移動調査」より三井住友信託銀行調査部試算。

5. 「世代をつなぐ」サービスが期待される金融機関

以上みてきたように、今後日本において相続—特に隔地間相続—の発生が増加すること、これにより大都市圏への家計金融資産の集中が進むことは明白である。

家計資産の大量流出が見込まれる地方の地域金融機関の中には、存続をかけた対応を迫られるところも出てきそうだ。また、都市圏の地域金融機関やメガバンク等の全国型金融機関にとっても、店舗配置や事業施策を考えるうえで無視できない要素となろう。

相続人の立場に立って考えると、円滑な隔地間相続をサポートする仕組みづくりも今後の金融機関の大きな課題ではないか。

相続には様々な問題が付きまとい、スムーズに行くケースばかりではない。「地域をまたいだ」相続ではなおさらのことであり、「隔地間相続手続きフロー」の事前整備などによる相続顧客の負担軽減が求められる。各金融機関は相続資産の獲得という点においては競合関係にあるが、地域を越えた金融機関どうしの連携も、場合によっては必要かもしれない。

連携に関しては、前掲図表4の個々の地域間の金融資産移動額を参考にすれば、首都圏の金融機関と東北、北関東、中部北陸、近畿圏、九州の金融機関、近畿圏の金融機関と中国地方の金融機関といった組み合わせにニーズがありそうだ。

相続発生前の段階においても、世代間をつなぐ商品・サービスの積極的な提供が期待される。相続税の課税強化を来年1月に控えていることもあり、住宅取得資金贈与や教育資金贈与信託といった生前の世代間資産移転ツールや遺言信託等に対する顧客の関心は従来以上に高まっている。

こうした既存の商品・サービス以外に、例えば、大都市圏に住む子供が地方に住む親の安否を気遣うケースが少なくないことに対応し、子世代を顧客とする大都市圏金融機関が資産運用商品・ノウハウを提供するかわりに、親世代を顧客とする地方の地域金融機関が見守りサービスを引き受けるといった連携も可能かもしれない。

店舗立地などのハード面もちろん重要だが、このような顧客の利便性とニーズを第一に考えた世代間をつなぐサービスの提供や他社との連携努力こそが、「顧客をひきつける」「顧客から選ばれる」金融機関づくりにつながり、結果として、人口減少・大都市圏への資金流出という逆風の下で地域金融機関に存続への道を開くのではないか。

(経済調査チーム 青木 美香 : Aoki_Mika@smtb.jp)

※本資料は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。